第三十五条第三項中「第六項」を「第七項」に改め、第六章中同条を第三十八条とし、同条の次に次の四条を加える。

（農地法の特例）

第三十九条　認定輸出事業者が認定輸出事業計画（第三十七条第三項各号に掲げる事項が記載されているものに限る。次項において同じ。）に従って同条第三項の施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があったものとみなす。

2　認定輸出事業者が認定輸出事業計画に従って第三十七条第三項の施設の用に供することを目的として農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条第一項の許可があったものとみなす。

（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例）

第四十条　食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号。以下この条及び第五十条において「食品等流通法」という。）第十六条第一項の規定により指定された食品等流通合理化促進機構（次項及び第五十条において「促進機構」という。）は、食品等流通法第十七条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一　認定輸出事業計画に従って実施される輸出事業（以下「認定輸出事業」という。）であって食品等（食品等流通法第二条第一項に規定する食品等をいう。次号及び第五十条第一項第一号において同じ。）を対象とするものに必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

二　認定輸出事業であって食品等を対象とするものを実施する者に対し、必要な資金のあっせんを行うこと。

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項の規定により促進機構が行う同項各号に掲げる業務についての食品等流通法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる食品等流通法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十八条第一項	前条第一号に掲げる業務
第十九条第一項	第十七条第一号に掲げる業務
第二十三条第一項、第二十四条及び第二十五条第一項第一号	第十七条各号に掲げる業務
第二十五条第一項第三号	この節
第三十二条第二号	第二十三条第一項
第三十二条第三号	第二十四条

前条第一号に掲げる業務及び農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号。以下「輸出促進法」という。）第四十条第一項第一号に掲げる業務	第十七条第一号に掲げる業務及び輸出促進法第四十条第一項第一号に掲げる業務
第十七条各号に掲げる業務又は輸出促進法第四十条第一項各号に掲げる業務	この節若しくは輸出促進法
第二十三条第一項	輸出促進法第四十条第二項の規定により読み替えて適用する第二十三条第一項
第二十四条	輸出促進法第四十条第二項の規定により読み替えて適用する第二十四条

（株式会社日本政策金融公庫法の特例）

第四十一条　公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下この条及び次条において「公庫法」という。）第十一条に規定する業務のほか、認定輸出事業者であって次の各号に掲げる者に該当するものに対し、食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であって認定輸出事業を実施するために必要なものであり、かつ、それぞれ当該各号に定めるもの（他の金融機関が融通することを困難とするものに限る。）のうち農林水産大臣及び財務大臣の指定するものの貸付けの業務を行うことができる。

一　中小企業者（公庫法第二条第三号に規定する中小企業者をいう。次条第一項において同じ。）その償還期限が十年を超える資金

二　農林漁業者又はその組織する法人（これらの者の出資又は拠出に係る法人を含む。）であって農林水産省令・財務省令で定めるもの　これらの者が資本市場から調達することが困難な資金

2　前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、公庫が定める。

3　第一項の規定により公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての公庫法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一条第一項第六号	掲げる業務
第十二条第一項	掲げる業務
第三十一条第二項第一号ロ及び第四十一条第二号	又は別表第二第二号に掲げる業務
	同項第五号
第五十三条	同項第五号
第五十八条及び第五十九条第一項	この法律
第六十四条第一項第四号	又は別表第二第二号に掲げる業務
	同項第五号

掲げる業務及び農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号。以下「輸出促進法」という。）第四十一条第一項に規定する業務	
掲げる業務及び輸出促進法第四十一条第一項に規定する業務	
若しくは別表第二第二号に掲げる業務又は輸出促進法第四十一条第一項に規定する業務	
輸出促進法第四十一条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号	
輸出促進法第四十一条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号	
この法律、輸出促進法	
輸出促進法第四十一条第一項に規定する業務又は輸出促進法第四十一条第一項に規定する業務	
若しくは別表第二第二号に掲げる業務又は輸出促進法第四十一条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号	
輸出促進法第四十一条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号	